



# 鳥取県公報

平成 23 年 7 月 29 日 (金)  
号外第 8 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則 (51) (環境立県推進課) . . . 3

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

道路法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 知事が環境影響評価書を送付する許認可等を行う者を定める別表中、引用している道路法の根拠条項を改める。
- (2) 施行期日は、平成23年8月2日とする。

# 規 則

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第51号

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県環境影響評価条例施行規則（平成11年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第5（第42条関係）		別表第5（第42条関係）	
事業の種類	許認可等	事業の種類	許認可等
1 条例別表第1号に掲げる事業	ア 道路法（昭和27年法律第180号） <u>第74条</u> の規定による認可 イ及びウ 略	1 条例別表第1号に掲げる事業	ア 道路法（昭和27年法律第180号） <u>第74条第2項</u> の規定による認可 イ及びウ 略
略		略	

### 附 則

この規則は、平成23年8月2日から施行する。